

## 要 求 仕 様 書

事 業 名	平成30年度 学校教育用無線LAN整備事業		
実 施 場 所	与那国町立各小・中学校		
期 間	契約の日から平成31年3月30日		
業 務 概 要	下記及び設計書による		
事業目的	現行学習指導要領である「主体的、対話的で深い学び」の推進をするために学校でのICT活用の充実を図る事により、教員一人ひとりの指導力を向上させ、学力向上等、与那国町の教育目標の達成を目指す		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室(特別支援教室を含む)、特別教室(PC教室他)のLAN回線(有線)の敷設</li> <li>・教育用校内LAN回線(無線)環境を構築し、普通教室(特別支援教室を含む)は、無線ネットワークにて教育用コンピュータ機器が利用できる環境の構築</li> </ul>		
業務実施場所		学校名	所在地
	1	与那国小学校	与那国町字与那国1025番地
	2	久部良小学校	与那国町字与那国4022番地
	3	比川小学校	与那国町字与那国3031番地
	4	与那国中学校	与那国町字与那国1049番地
	5	久部良中学校	与那国町字与那国4022番地
納入物一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スイッチングHUB(PoE)</li> <li>(2) 無線LANアクセスポイント</li> <li>(3) フロアスイッチ等</li> <li>(4) 完成図書</li> <li>(5) 保守・サポート</li> </ul>		
要求要件	ネットワーク機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線LANアクセスポイントは、普通教室(特別支援教室を含む)で確実に接続できるアクセスポイントを確保すること。</li> <li>・無線アクセスポイントは、IEEE802.11n/a/b/g/ac対応でクライアント端末が最大100台、利用が可能なもの。</li> <li>・基幹スイッチングHUBは、レイヤー2対応1000BASE-T対応で仕様要件を満たすもの</li> <li>・各無線アクセスポイントとの接続に利用する場合はPoE給電が可能なもの</li> </ul>	

要求要件	機器設定及び設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての機器が安定的に稼動するようにソフトのインストール、動作確認等の調整・設定を行うこと</li> <li>・3小学校は新設のインターネット回線を経由し、WEBを閲覧できること</li> <li>・機器の設置、ネットワークの設定に当たっては、操作性に優れた配置をすること</li> <li>・設定内容は事前に教育委員会と協議のうえ、機器設定書を作成すること</li> <li>・LANケーブルはCat5e規格以上とし、できるだけ露出配線としないよう工夫し敷設すること</li> <li>・外廊下や建屋間の接続には屋外用LANケーブルを使用すること</li> <li>・LANケーブルには系統表示札等を取り付け明確な表示をすること</li> </ul>
	完成図書	<p>以下の完成図書を納入すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入機器一覧表</li> <li>・ハードウェアシリアルNo.一覧表</li> <li>・ソフトウェアインストール端末一覧表</li> <li>・ネットワーク設定表(回路図面、IP アドレス、ホスト名、アカウント・パスワード等、運用管理に必要な情報一式)</li> <li>・運用保守管理体制表(担当者の所属・氏名・連絡先指揮命令が分かるもの)</li> <li>・保証書</li> <li>・マニュアル</li> <li>・その他</li> </ul>

要求案件	保守・サポート	<p>(6)保守・サポート (ア)保守(保証)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規納入ICT機器類については、導入後1年間の無償保証期間を有すること</li> <li>・無償保証期間後のICT機器については、原則スポット対応として対処する方針である</li> </ul> </p> <p>(イ)障害対応  <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの障害発生時は電話・FAX・e-mail対応を受けられるサポート窓口を用意すること</li> <li>・電話等での問題解決が難しい場合は、学校及び町教委より依頼を受けてから原則2時間以内に学校に一次訪問を行い支援にあたること</li> <li>ただし、学校及び町教委と協議し了承を得た場合はこの限りでない</li> <li>・ハードウェアによる障害はオンサイト対応を基本とするが、その対応が困難な場合は学校及び町教委と協議すること</li> <li>・教職員の操作誤りによる障害依頼についても対応を実施すること</li> <li>・導入後1年間の障害対応に係る部品代・修理料及び出張料は本契約の受注者が負うものとする</li> </ul> </p> <p>(ウ)システム運用支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT教育を推進していく上で、学校内のシステム運用等に関わる問い合わせや相談に対し適切な助言・提案等を行うこと</li> </ul> </p> <p>(エ)研修の実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回導入されるシステム等を適切に運用するため教職員向けの研修会を年2回程度実施することなお、研修の実施日は学校と調整の上行うこと</li> <li>・導入後1年間における研修費用は本契約の受注者が負うものとする</li> <li>ただし、2年目以降の経費は別途契約する保守料に含むものとする</li> <li>※平成31年度以降の保守料  平成31年度以降のシステム(ハード・ソフト共通)に係る運用保守については今回の受注者へ、その業務を委託する予定とする</li> <li>については、その運用保守の内容(できるだけ詳細に)と1年間当たりの保守料を別に見積すること</li> </ul> </p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務仕様書以上の提案内容とする事項はその箇所が分かるような資料とすること</li> <li>・作業の実施に際し、必要な工具類、消耗品等は全て受注者の負担とする</li> <li>・搬入、据付、設置に付随する装置及び機器の接続並びに電源供給に必要なケーブルなどを含み全て受注者の負担とする</li> <li>・設置納品の完成後又は引渡し後保証期間内に機材の不良若しくは施工の不完全が発生した場合は、受注者の負担で速やかに無償修理交換を行うこと</li> <li>・納品時に出る廃棄物については、受注者が責任をもって廃棄すること</li> </ul>
守秘義務	<p>受注者及び業務従事者は、業務上知りえた個人情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。</p>	
その他	<p>(1) 本件に必要な機器・物品は受注者において用意する。  (2) 本件仕様書の詳細、疑義が発生した場合は、教育委員会と協議する。  (3) 業務管理  業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する担当技術者を配置するものとする。また、企画提案書に記載した予定技術者は、特定の場合を除き変更できないものとする。  (4) 資料の閲覧又は貸与  業務遂行上、必要な資料の収集、調査などは原則として受注者が行うものとする。ただし、教育委員会が所有している資料はそれを閲覧又は貸与するものとする。</p>	
業務完了報告	<p>現地状況写真及び完了報告書の提出(事業完了後)</p>	
費用の支払	<p>事業完了後、完了検査を行い確認後速やかに支払いする。</p>	